



組合員の皆様

2016年1月20日

包括的共同行動計画（JCPOA）に基づくイラン制裁の一部解除

本回覧では、包括的共同行動計画（Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA）に基づくイラン制裁の一部解除に伴う保険カバーに関する現状について、組合員の皆様にご案内いたします。

EU制裁の解除、および米国の二次的制裁の解除

2016年1月16日（土曜日）、イランの核開発活動を制限するJCPOAに基づく「履行日」が同日となった旨、発表されました。これにより、イランとの海運取引およびその取引に従事する船舶の保険、イランの船舶・企業に対する保険・再保険の提供などを対象とするEUの制裁は、特定の物資に関して事前承認取得の要件がある場合を除き、基本的に解除されました。

それに加えて、米国の二次的制裁措置（すなわち非米国人（個人・法人）を対象とする禁止措置）も一部解除されました。ただし、非米国人が意図的に、特別指定国民（Specially Designated Nationals : SDN）リストに記載されているイラン人またはイランに関係する者と多額の金融取引を行う、またはこれらに物資その他の支援を行うなどした場合には、今後も二次的制裁が適用されます。

米国の一次的制裁

しかし、米国政府は、米国企業によるイランの企業・個人との取引を禁止する特定の一次的制裁については、解除、緩和のいずれも行っておりません。したがって、米国の金融機関、米ドル取引、米国保険会社・再保険会社による保険の提供に対する禁止措置は今後も継続します。履行日に制裁解除が発表されたにもかかわらず、米国人は今後も、米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control: OFAC）が制裁免除または承認した取引を除き、直接間接を問わず、イランに対する物資、サービス、技術の輸出（イランに対する保険カバーの提供またはイランが関係するクレームの支払いを含む）が基本的に禁止されます。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

2

米国の一次的制裁の継続による影響は広範囲に及びます。例えば、組合員はイランとの貿易やイラン企業との米ドル建てでの取引を行うことができず、米国に関係している多くの銀行や金融機関はイランとの取引を全く、あるいは限定的な範囲でしか行うことができません。特に、イランに対する米国の一次的制裁の継続により、米国の保険会社・再保険会社が、イラン企業に保険カバーを提供したり、イラン企業によるクレームやイランとの貿易が関係するクレームの支払いをすることができません。イランのイスラム革命防衛隊（Islamic Revolutionary Guard Corps : IRGC）が所有していることを根拠として SDN リストに指定されている港湾運営会社 Tidewater は、履行日以降も SDN リスト（および EU の制裁対象団体リスト）に記載されていますので、米国人および非米国人が同社と取引した場合は引き続き制裁の対象となります。従いまして、米国 OFAC のウェブサイトで公開している SDN リストおよび EU 統合リスト（EU Consolidated List）を確認し、イランが関係している取引に関して、引き続き相当の注意を払うようお願いします。

米国の一次的制裁が国際グループのプールおよび再保険に与え得る影響

国際グループは、超過再保険プログラムへの米国再保険会社の参加が少なくないことを踏まえ、2010 年以降、米国当局（財務省および国務省）との協議の中で、米国の保険会社・再保険会社に影響を与えている米国の一次的制裁措置が多大な懸念事項であることを繰り返し説明してきました。最近も OFAC に対してこの点を再度表明しています。国際グループの経済制裁小委員会では、米国の一次的制裁の継続により生じる問題や、その問題が国際グループのプールや再保険に与える影響について検討しています。現在、国際グループに加盟するすべてのクラブ・ルールでは、プールまたは国際グループ再保険からの回収に不足が生じるリスクは組合員に帰属すると規定されており、小委員会はこのリスクを回避、または軽減するための選択肢を積極的に検討しています。

スナップバック条項

EU および米国は、イランが JCPOA に基づく合意を履行しない場合には、スナップバック条項を直ちに発動し、制裁を復活する旨を明確にしています。従いまして、イランとの取引またはイラン企業が関係する契約の締結を検討している組合員は、制裁が復活した場合の即刻の契約解除を定める文言を契約に盛り込むことをお勧めします。

国際 P&I クラブに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited